

令和6年4月5日

保護者 様

豊明市教育委員会教育長 藤井 和久
日進市教育委員会教育長 岩田 憲二
長久手市教育委員会教育長 大澤 孝明
東郷町教育委員会教育長 中根 一郎

中学校の部活動のあり方について

春暖の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本町の教育にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、愛知地区（豊明市、日進市、長久手市、東郷町）では、「中学校の部活動のあり方」について、4市町合同で、学習指導要領に記された部活動の意義も踏まえ、生徒の健康維持や自由時間の確保、教員の多忙化解消のため、また、部活動の地域移行を見据えて検討し、下記のように、取組を進めていくこととしております。ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1 通常期間の活動について

- (1) 平日のうち2日は、休養日とする。なお、休養する曜日は学校ごとに定める。
- (2) 土日のうち1日は、休養日とする。また、祝日と重なり3連休以上になる場合は、少なくともその半分を休養日（時間）とする。なお、3連休の場合は1日を、4連休・5連休の場合は2日を少なくとも完全休養日とする。
*大会出場により休養日を設定できない場合は、月内に代替日を設定する。
- (3) 家庭の日（毎月第3日曜日）は、休養日とする。
- (4) テスト週間・期間は、休養日とする。
- (5) 朝練習は行わない。

2 活動時間について

- (1) 平日は2時間程度とする。ただし、最終下校時刻は17:30を越えないようにする。
- (2) 土日祝日は3時間程度とする。ただし、複数校集まったの練習試合やホール練習など、やむを得ない場合は、1日練習を午前3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。なお、1日練習は2日以上連続しないこととする。

3 長期休業中の活動について

- (1) 大会以外の土日祝日は、休養日とする。（活動した場合は平日を代替日とする）
- (2) 県で決められた「会議、行事等を行わない期間」（8月10日～8月16日）は、休養日とする。
- (3) 年末・年始休業日（12月29日～1月3日）は、休養日とする。
- (4) 活動時間は3時間程度とする。ただし、複数校集まったの練習試合やホール練習など、やむを得ない場合は、1日練習を午前3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。なお、その場合も1日練習は2日以上連続しないこととする。

4 その他

猛暑や雷雨等の異常気象時および感染症の流行時においては、教育委員会や学校の判断により、活動の中止や活動時間の短縮等の措置をすることがある。

【問合せ先：豊明市教育委員会 学校支援室（TEL 0562-92-1292）】